

利用料金

令和6年8月1日改訂

◎ 施設利用料金 = ①介護保険利用負担金(加算含む) + ②居室料金 + ③食費 + ④雑費(重要事項本誌記載)

① 介護保険利用負担金(介護保険負担割合証に応じた金額。表示は1割)

	2~4人部屋・個室(31日 / 1日)			
要介護1	23,975	円	/	773 円
要介護2	26,473	円	/	854 円
要介護3	29,077	円	/	938 円
要介護4	31,575	円	/	1,019 円
要介護5	34,036	円	/	1,098 円

◎ 加算に関して、施設、または個人状況に応じ変更することがございます。またこの料金表は目安であり個々の状況に応じ、正確な料金を示すものではありません。

②・③ 居室料金と食費(介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はご提示ください)

入所者が属する世帯		② 居室料金(31日 / 1日)		③ 食費(31日 / 1日)	
第4段階(課税世帯)	多床室	28,365円	/ 915円	44,950円	/ 1,450円
	個室	38,161円	/ 1,231円		
第3段階② (非課税世帯120~)	多床室	13,330円	/ 430円	42,160円	/ 1,360円
	個室	27,280円	/ 880円		
第3段階① (非課税世帯80~)	多床室	13,330円	/ 430円	20,150円	/ 650円
	個室	27,280円	/ 880円		
第2段階(非課税世帯)	多床室	13,330円	/ 430円	12,090円	/ 390円
	個室	14,880円	/ 480円		
第1段階(非課税世帯)	多床室	0円	/ 0円	9,300円	/ 300円
	個室	11,780円	/ 380円		

◎ 体制加算(介護保険利用負担金に含まれているもの)

日常生活継続支援加算	36円/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合算定。(認知症・重度介護者の割合・入所者に対する介護福祉士の割合)
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	19円/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合算定。(常勤の看護師を一名以上配置・24時間看護師と連携を摂れる状態にあること)
夜勤職員配置加算Ⅰ	28円/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、夜間に看護師の配置または痰の吸引等の実施が出来る職員を配置している場合算定。
科学的介護推進体制加算	40円/月	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するための加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1,683円~ 2,383円/月	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合に、所定総単位数に89/1000を乗じた単位を算定(個人により単位数が異なる)

◎ 個別の加算(個人の状況によって介護保険利用負担金に加算されるもの)

入所時初期加算	30円/日	入所日から起算して30日。30日を超える入院後の再入所をした場合所定単位を算定上限は30日
安全対策体制加算	20円/回	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合算定。入所月に算定
療養食加算	6円/回	医師の指示のもと、厚生労働大臣が定める療養食・治療食(糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・減塩食等)特別な食事を提供した場合、1食につき1回、日の上限3回とし実績による
入退院時外泊加算	246円/日	入所者が入院及び外泊を行った場合ひと月に6日を限度に算定。2カ月間を限度
看取り介護加算Ⅰ(Ⅱ)	72円/日 144円/日 680円/日 1,280円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、看取り介護を行った場合に算定 退苑日から起算して限度45日迄遡る。さらに条件を満たしている場合(Ⅱ)を算定 Ⅰ~72円×15日・144円×27日・680円(780円)円×2日・1280円(1580円)×1日
経口維持加算Ⅰ	400円/月	経口より食事をする方で摂機能障害や誤嚥の恐れがある方に対し、各専門職が観察・会議を行い、必要な経口摂取維持のための計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合。認知症介護に係る専門的な研修を修了している従業者の配置、留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催

※ 個別加算は上記以外にも、ご利用者個人の状況に応じて発生しますが事前の内容説明と同意を行います。